

## 川崎市福祉のまちづくり条例整備済証交付事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の福祉の増進に資するため、川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号。以下「条例」という。）に基づき、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設の設置者又は管理者に対し、川崎市福祉のまちづくり条例整備済証（以下「整備済ステッカー」という。）を交付することをもって、事業者及び市民に対し、福祉のまちづくりにかかる普及啓発を図ることを目的とし、整備済ステッカー交付事務に関する必要な事項を定める。

### (整備済ステッカーの交付)

第2条 整備済ステッカー（第1号様式）は、以下の公共的施設に対して交付する。

(1) 条例第17条第1項の規定に基づき、指定施設工事完了届を市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備に関し、市長の検査を受検し、かつ、第11条に基づき整備基準を遵守した公共的施設、又は同条ただし書きの適用を受け整備基準を遵守した公共的施設

(2) 市長が、前号と同等以上であると認める公共的施設

### (掲示の方法)

第3条 整備済ステッカーは、条例の普及啓発を図るため、施設の受付や主要な入り口等の見やすい場所に掲示するものとする。

(整備済ステッカーの返還)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、整備済ステッカーの交付を受けた者から整備済ステッカーを返還させることができる。

(1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

(2) 交付の対象となった公共的施設が、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替えにより整備基準に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(第1号様式)

